

特別養護老人ホーム多摩シルバーハウス 運営規定

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆずの木が開設する特別養護老人ホーム多摩シルバーハウス指定介護老人福祉施設の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ、円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、施設及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、ならびに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 当ホームの指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活の復帰を念頭において入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 利用者の個人情報保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当ホームが得た利用者の個人情報については、当ホームでの介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 当ホームの名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 施設名 | 特別養護老人ホーム 多摩シルバーハウス |
| (2) 開設年月日 | 平成4年4月27日 |
| (3) 所在地 | 東京都八王子市上柚木1550番地 |
| (4) 電話番号 | 042-670-5311 FAX番号 042-670-5312 |
| (5) 管理者名 | 長澤 圭 |
| (6) 介護保険指定番号 | 1372900413 |

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第4条 当ホームは、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員及び運営に関する基準」に示された所定の職員を配置するものとする。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 施設長 | 1人 |
| (2) 医師 | 必要数 |
| (3) 生活相談員 | 1人以上 |
| (4) 介護職員 | 28人以上 |
| (5) 看護職員 | 3人以上 |

- (6) 管理栄養士 1人以上
- (7) 機能訓練指導員 1人以上
- (8) 介護支援専門員 1人以上
- (9) 事務員 必要数

2 前項に定めるもののほか必要に応じて他の職員を置くことができる

(職 務)

第5条 職員は当ホームの設置の目的を達成する為に必要な職務を行う

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する
施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が職務を代行する
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者の処遇の企画及び実施に関することに従事する
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する
- (5) 看護職員は、利用者の診察の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する
- (6) 管理栄養士は、献立作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う
- (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成する
- (9) 事務員は、庶務及び会計事務に従事する

第3章 利用定員

(定 員)

第6条 当ホームの指定介護老人福祉施設の利用定員は 85 名とする。

第4章 利用者に対するサービスの内容、利用料及びその他の費用

(施設サービス計画)

第7条 介護支援専門員は、当ホーム利用者について、サービス内容等を記載した施設サービス計画原案を作成し、それを利用者説明の上同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第8条 職員は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入 浴)

第9条 1週間に2回以上、入浴又は清拭を行う。ただし、利用者に傷病があったり、伝染性の疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合はこれを行わないことができる。

(排 泄)

第10条 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・更衣・整容等)

第11条 離床・更衣・整容等の介護を適宜おこなうものとする。

(食事の提供)

第12条 食事は、栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は概ねつぎのとおりとする。

(1) 朝食 午前7時30分～

(2) 昼食 午後0時00分～

(3) 夕食 午後6時00分～

3 あらかじめ連絡があった場合は、別に定めるところにより、衛生上又は管理上許可可能な一定時間、食事の取り置きをすることができる。

4 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(相談・援助)

第13条 ホームの職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の適宜の供与等)

第14条 教養娯楽設備を整えレクリエーションを行うものとする。

2 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及び家族において行うことが困難である場合その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより変わって行うことができる。

(機能訓練)

第15条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又は減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康保持)

第16条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(利用者の入院中の取り扱い)

第17条 当ホームの利用者が、入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時の対応)

第18条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

- 2 職員は、ナースコール等で利用者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行うものとする。
- 3 利用者があらかじめ近親者等の緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共に、緊急連絡先にも速やかに連絡を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 19 条 当ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会おおむね 3 月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。委員会はテレビ電話等を活用して行うことができる。
 - (4) 当ホームにおいて、従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的に行う。
 - (5) 当ホームは、事故発生の防止に関する措置を適切に実施するための担当者をおく。
- 2 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
 - 3 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、施設損害保険契約で賠償を行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(利用料)

第 20 条 ホームの利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として、【重要事項説明書】記載のとおりとする。

- 2 利用者が、特例居宅介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合、生活保護を受給する場合等別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
- 3 利用料は暦月によって、利用料とその月分の合計額を毎月支払うものとする。
- 4 利用者は前項による利用料を翌月 28 日までに支払うものとする。ただし、利用終了に伴い月の途中で退所する場合は、残金を退所時に支払うものとする。
- 5 支払いは振込み・自動引き落としのいずれかの方法によるものとし、その支払い方法は利用開始時に施設長と利用者で決定する。

(衛生管理等)

第 21 条 当ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療

用具の管理を適正に行うものとする。

2 当ホームは、当該施設において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。委員会はテレビ電話等を活用して行うことができる。
- (2) 当ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当ホームにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第5章 ホーム利用にあたっての留意事項

(目標の尊重)

第22条 利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第23条 利用者は、外出(短時間のものは除く)または外泊しようとするときは、その都度、外出先・外泊先・用件・ホームへ帰着する予定日時などを施設長に届けるものとする。

(面会)

第24条 利用者は、外来者と面会しようとする時は、利用者又は外来者がその旨を施設長に届けるものとする。施設長は特に必要がある時は面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(健康留意)

第25条 利用者は努めて健康に留意するものとする。ホームで行う健康診断は特別な理由が無い限りこれを受診するものとする。

(衛生保持)

第26条 利用者はホームの清潔・整頓その他環境衛生の保持に心掛け、またホームに協力するものとする。

(ホーム内での禁止行為)

第27条 利用者はホーム内で次の行為をしてはならない

- (ア) けんか・口論・泥酔等他人に迷惑を掛けること
- (イ) 政治活動・宗教・習慣等により自己の利益のために他人の自由を侵害したり他人を排撃したりすること
- (ウ) 指定した場所以外火気を用いること
- (エ) ホーム内の秩序・風紀を乱し又は安全衛生を害すること
- (オ) 故意又は無断で、ホームもしくは備品に損害を与え、又はこれらを持ち出すこと

第6章 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続

(身体拘束について)

第28条 当ホームは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため八王子市規則で定める緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会)

第29条 身体拘束廃止委員会は施設長、看護職員、介護職員、介護支援専門員、生活相談員、機能訓練指導員、その他施設長が必要と認めた職員で構成する。

- 2 会議は3か月に一回開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 3 委員会はテレビ電話等を活用して行うことができる。

(身体拘束等を行う際の手続き)

第30条 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、「身体拘束廃止の指針」に基づき、身体拘束廃止委員会で状況の把握、代替ケア等の検討を行い、また、切迫性、非代替性、一時性の3つの要素の確認を行い施設長が決定するものとする。その後速やかに、当該利用者及び家族へ説明し同意を得るものとする。

- 2 夜間・深夜の時間帯に身体的拘束等の実施が必要となった場合は、第26条第2項に準ずる。その後、速やかに施設長に連絡、身体拘束廃止委員会を開催するものとする。

(身体拘束等の適正化のための研修)

第31条 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規採用時のほか定期的実施する。

第7章 非常災害対策

(災害・非常時への対応)

第32条 ホームは、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 ホームは、消防法令に基づき、非常災害時に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火・通報及び非難の訓練を原則として少なくとも月1回は実施し、そのうち年2回以上は避難訓練を実施するものとする。
- 3 利用者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気がついた時は、ナースコール等最も適切な方法で、ホームの職員まで事態の発生を知らせるものとする。

第8章 虐待防止のための措置に関する事項

(虐待の防止)

第33条 当ホームは、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の発生及

び再発を防止するため、下記の観点から虐待の防止に関する措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 虐待の未然の防止
 - (4) 虐待等の早期発見
 - (5) 虐待等への迅速かつ適切な対応
- 2 当ホームは、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者をおく。
 - 3 虐待防止のための指針を整備する。
 - 4 職員は利用者に対し、以下のような人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
 - (1) 暴力的行為、利用者の利益にならない強制による行為、「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束、抑制等身体的虐待
 - (2) 介護・世話の放棄、放任
 - (3) 威嚇的な発言・態度、無視するような発言・態度、意欲や自立心を低下させる行為等心理的虐待
 - (4) 性的虐待
 - (5) 経済的虐待

(虐待防止に係る対策を検討するための委員会)

第34条 虐待防止検討委員会は施設長、看護職員、介護職員、介護支援専門員、生活相談員、機能訓練指導員、その他施設長が必要と認めた職員で構成する。

- 2 会議は3か月に一回開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 3 委員会はテレビ電話等を活用して行うことができる。

(虐待の防止のための研修)

第35条 従業者に対し、指針に基づいた虐待防止のための研修を新規採用時のほか定期的実施する。

第9章 その他の運営についての重要事項

(業務継続計画の策定等)

第36条 当ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当ホームは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用資格)

第36条 当ホームの利用資格は、介護保険に基づく指定介護老人福祉施設の利用資格があ

り、当ホームの利用を希望する者であって入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその他法令により入所できる者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第37条 当ホームの利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及び身元引受人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制をその他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第38条 施設・設備の利用時間や生活のルール等は施設長が利用者と協議の上決定する。

- 2 利用者は定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならない。
- 3 施設・設備等の維持管理はホーム職員が行うものとする。

(苦情処理)

第39条 利用者又は身元引受人は提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。

その場合速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善必要性の有無及び改善の方法について利用者又は身元引受人に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりである。

(秘密の保持)

第40条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(その他留意事項)

第 41 条 当ホームは、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 当ホームは、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第10章 雑 則

(委 任)

第42条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改 正)

第43条 この規程を改正、廃止するときは社会福祉法人ゆずの木の理事会の議決を経るものとする。

付 則

この運営規程は平成 17 年 11 月 22 日から施行する。

この運営規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

この運営規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。